

平成 25 年 1 月 7 日

安平町まちづくり基本条例(案)に関する意見募集

安平町では、行政運営への住民参加と協働によるまちづくりを進めていくとともに、住民と行政との情報の共有化を図り、住民一人ひとりが地域について考え、それぞれの役割を果たすことを通じて、まちづくりに参加できる仕組みを構築するため、まちづくりの憲法と言われる「安平町まちづくり基本条例」の策定をまちづくり委員会との協働で行ってきました。

今後、住民との協働のまちづくりを進めていくにあたり、この条例案に町民の皆様のご意見を反映するため、意見提出手続制度「パブリックコメント手続」を実施いたしますので、条例案につきまして、お気づきの点やご意見をお寄せください。

【募集要領】

1. 意見を募集しようとする資料

「安平町まちづくり基本条例（案）」

※この資料は、町ホームページに意見募集記事とともに掲載しています。また、資料及び提案書等は総務課及び追分庁舎住民総合相談室に用意していますので、町ホームページをご覧になれない方は、総務課総務・防災グループまでご連絡ください。郵送などでお届けします。

2. 意見の提出方法及び場所

①備付及び任意書面の場合：総務課、追分庁舎住民総合相談室までお届けください。

郵送可：安平町役場総務課 総務・防災グループまで

②ファクシミリの場合：提案書を総務課「FAX 22-2026」まで送信してください。

③電子メール：提案書を添付またはメール本文等により総務課へ送信してください
(E-mail : bunken@town.abira.lg.jp)

④町ホームページの場合：「パブリックコメント」を開いてその要領にてご意見をお寄せください。

※正確な意見内容を把握したいため、お電話でのご意見は受付しませんのでご了承ください。

3. 意見募集期間

平成 25 年 1 月 21 日（月）から平成 25 年 2 月 20 日（水） 17 時 15 分まで

4. 提案対象者

安平町内に住所を有する高校生以上の方

5. 意見集約による公表及び意見に対する応答

①町ホームページにより集約した皆様の意見と、町の考え方等を公表します。

②総務課、追分庁舎住民総合相談室において、上記と同様に公表します。

※必要に応じて、ご提案いただいた町民の皆様個人に対して原則書面において応答並びに町の考え方等をご説明します。

6. その他

ご提案内容について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせする時のため、ご住所・お名前・ご連絡先は必ず記載してください。

7. お問い合わせ先

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地

安平町役場総務課 総務・防災グループ

電話 0145-22-2511 FAX 0145-22-2026

E-mail : bunken@town.abira.lg.jp